
プロジェクト	金利指標改革に起因する会計上の論点
項目	第 428 回企業会計基準委員会及び第 153 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 428 回企業会計基準委員会（2020 年 3 月 27 日開催）及び第 153 回金融商品専門委員会（2020 年 4 月 14 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金利指標改革に関連するヘッジ会計の取扱い

金利指標置換前の論点

（第 428 回企業会計基準委員会）

2. 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 158 項における有効性判定の省略に関する要件を金利指標改革により一時的に満たさなくなった場合に、通常の有効性評価の規定を適用しなければならないかどうか論点となり得るが、実務的には同項を適用し続けることが可能となるよう文案を検討頂きたい。

金利指標置換時の論点

（第 153 回金融商品専門委員会）

3. デリバティブを追加して、企業がヘッジ関係を維持しようとする場合については、現行の会計基準にない考え方であるため、特例的な取扱いは認めないとの理解であるが、IFRS との整合性から本実務対応報告の対象期間だけ、認めるという考え方もあるのではないか。

金利指標置換後の論点

（第 428 回企業会計基準委員会）

4. IASB や FASB では、ヘッジ会計に関して、金利指標置換後における例外措置は提供されない見通しであり、日本基準を国際的な会計基準と同様に高品質なものとする必要があることを踏まえると、審議事項(5)-3 における現状の理由では、日本においてのみ金利指標置換後に特例的な取扱いを認める根拠が弱いように思われる。

審議事項(1)-4

5. 証券化商品やデリバティブの市場の厚みを考慮すると、ターム物 RFR の市場が成熟するまでに欧米に比して時間を要する可能性があると思われる。さらに、金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理を適用しているヘッジ関係に対して、金利指標置換後はヘッジ会計の原則的処理方法を求める場合、実務的な影響が大きいという日本特有の状況も鑑みて、金利指標置換後に特例的な取扱いを設けることに賛成である。また、これらの状況を踏まえると、LIBOR の公表停止から 1 年程度では猶予期間が短いと考えられるため、もう少し長くすることについても検討頂きたい。
6. 金利指標置換時を起点として金利指標置換後の有効性評価を実施する場合、金利指標置換前の LIBOR を参照していた期間を含めて有効性評価を実施する場合と比して、評価期間が短期となり有効性評価の要件を満たすことが難しくなるのではないかな。

(第 153 回金融商品専門委員会)

7. 日本においては後継の金利指標に関する商品の市場が構築され、当該市場における取引量が安定するまで、他国に比べて時間を要する可能性があると考えられるため、金利指標置換後においても一定期間当該市場の状況を確認する必要性が生じることが、日本においてのみ金利指標置換後の特例的な取扱いを設ける理由の一つとなるのではないかな。

企業に適用の選択を認めるか否か

(第 428 回企業会計基準委員会)

8. ヘッジ関係ごとに特例的な取扱いを選択適用でき、任意に当該取扱いの適用をやめることができるとすると、特例的な取扱いの終了時期よりも早く後継の金利指標が使用可能となった場合、企業の会計処理の自由度が過大となってしまう可能性があることを懸念する。
9. 企業により状況は様々であると考えられるため、選択適用に賛成である。
10. 個々のヘッジ関係ごとに任意適用できるとすると、TIBOR の存続により、複数の後継の金利指標の選択肢があることにより再度金利指標を置き換える可能性があるといった日本特有の事情により、金利指標置換後も特例的な取扱いを行うことの説明ができないのではないかな。

開示

(第 428 回企業会計基準委員会)

11. 以下の事項を考慮し、開示目的を明確化した上で、開示項目を検討頂きたい。

審議事項(1)-4

- (1) 特例的な取扱いの議論はヘッジ会計に焦点を当てて進められてきており、開示の対象にヘッジ会計を適用していないものも含めることはこれまでの議論と一貫していないと考えられる。
 - (2) 提案されている開示は、会計に関する情報というよりも LIBOR の置換について適切に管理・対応されているかという情報であるため、会計基準の中で開示項目として対応すべきものなのかどうか疑問である。
 - (3) IASB で暫定決定されているフェーズ 2 の開示項目と比して、本実務対応報告における開示の提案は抽象的であるように思われる。
12. 開示が要求される企業について、一般事業会社の事業ポートフォリオの多様性を考慮すると、現状の提案では本来開示すべき企業を補足しきれていないように思われる。親会社は製造業を、子会社は金融業を営んでいる場合に、企業集団として金融業は本業ではないと整理してしまうことには懸念があるため、開示の要否に関して適切な企業区分を検討頂きたい。
 13. 本実務対応報告を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の開示について、検討の俎上に載せた方がよいのではないかと懸念している。

(第 153 回金融商品専門委員会)

14. ヘッジ関係ごとに本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容の注記を要求する記載について、開示が細かくなり過ぎないか、また、定量的な開示が求められているような解釈が成り立ってしまわないかと懸念している。ヘッジ関係に本実務対応報告を適用した理由の開示については、金利指標置換前においては、本実務対応報告を開発した背景と同様の内容の開示が多くなるのではないかと懸念している。
15. 定量的な情報の開示を求めず、定性的な情報の開示のみとした基本的な考え方について、結論の背景で、もう少し分かりやすく記載出来ないかと検討頂きたい。

以 上